



北播磨総合医療センター

北播磨総合医療センター
☎881-8800

国の診療報酬改定で 紹介状がない受診時の定額負担が増額

今年4月の国の診療報酬改定で「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で行い、高度・専門治療は病院で行う」という医療機関相互の役割分担と連携を目的とした方針が示され、大病院受診時の定額負担制度（選定療養費の義務化）の対象が地域医療支援病院まで拡大されました。

この改定によって、10月から定額負担（選定療養費）を変更します。



▼初診時選定療養費
紹介状がない場合に保険診療費とは別に負担いただく初診時の定額負担

・内科 1,000円 ↓ 5,000円(税抜)
・歯科 1,000円 ↓ 3,000円(税抜)

▼再診時選定療養費

病状が安定し、地域の医院・診療所を紹介された方が、引き続き受診した場合に保険診療費とは別に負担いただく再診時の定額負担

・内科 負担なし ↓ 2,500円(税抜)
・歯科 負担なし ↓ 1,500円(税抜)

▼「乳腺外科」を追加

北播磨総合医療センターでは、開院以来、週2回の乳腺外来を設け、診療を行っています。

しかし、現状では当院で乳がん診療を行っていることがわかりにくいため、10月から診療科に「乳腺外科」を追加します。

患者や地域の医療機関に、国の定める5大がんの一つである乳がんの診療を実施していることを広く周知するとともに、地域医療の連携強化を図り、乳腺外来診療の充実に努めます。

たばこに係る税率が変更

たばこ税関係法令の改正により、10月から紙巻たばこ（旧3級品以外）に係るたばこ税の税率が段階的に引き上げられます。

また、喫煙用の製造たばこの課税区分として、新たに「加熱式たばこ」が創設されます。

加熱式たばこの課税方法は、「重量」と「価格」が紙巻たばこの本数に換算されます。

旧3級品の紙巻たばこ（「わかば」「エコー」など）に係る税率の引き上げは、平成31年4月1日に予定されていましたが、平成31年10月1日に延期されました。たばこ税は、たばこの代金に含まれており、たばこの購入者が実質的に負担しています。



〈表〉たばこ税の税率

		～H30年9月	H30年10月～	H31年10月～	H32年10月～	H33年10月～
一般の紙巻たばこ	国	6,122円	6,622円	→	7,122円	7,622円
	県	860円	930円	→	1,000円	1,070円
	合計	5,262円	5,692円	→	6,122円	6,552円
旧3級品の紙巻たばこ	国	4,656円	→	6,622円	7,122円	7,622円
	県	656円	→	930円	1,000円	1,070円
	合計	4,000円	→	5,692円	6,122円	6,552円
		9,312円	→	13,244円	14,244円	15,244円

- ・税率は、1,000本あたりの額となります。
- ・「国のたばこ税」には、たばこ特別税も含まれます。
- ・たばこの小売価格の引き上げ額は、各社・各銘柄によって異なります。

問(市) 税務課 管理係

とせとせ

Vol.6

介護保険料は、何歳から納めるのかご存じですか？

答えは、40歳からです。

それでは、この介護保険料は、どこへ納めるのかご存じですか？

答えは、2つあります。

1つは、市役所（介護保険課）へ納めます。65歳以上のすべての方が対象です。年金からの天引き（特別徴収）や納付用紙などで納めます。

もう1つは、健康保険組合へ「健康保険料」として医療保険分と介護保険分を合わせて納めます。

これは、40歳以上65歳未満の方が対象です。給料からの天引きなどで納めます。

それでは、この介護保険料は、どのように使われているのでしょうか？

市では、介護保険サービス（訪問、通所施設入所など）を利用している方が約3,300人おられます。利用する方は、サービスに要した費用の1割（一部2割または3割）を負担するとサービスを受けることができます。

では、残りの9割（一部8割または7割）は誰が負担するのでしょうか？

答えは、介護保険料と公費（国・県・市）で半分ずつ負担します。

このように、介護保険は、40歳以上の方が納めている介護保険料が大切な財源となっています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるように支え合ってください。

問(市) 介護保険課

三木税務署からのお知らせ

問 三木税務署

☎821-0501

来署による相談は、事前予約を

税務署で相談の際は、前もって日時を予約いただくようご協力をお願いします。

e-Taxの手続きがより便利に

平成31年1月からパソコンやスマートフォンからの申告がより便利になります。詳しくは、インターネットで「国税庁IDPW」と検索してください。

平成30年度 改正法人税法等 説明会を開催

▼日時
10月16日(火)
午後1時～3時45分

▼場所
教育センター 4階大研修室

- ▼内容
- ・所得拡大促進税制の改組
 - ・収益認識に関する会計基準への対応
 - ・e-Taxによる申告の特例制度の創設
 - ・消費税軽減税率制度およびインボイス制度の概要



学生の皆様、冬・春休み先行予約受付中!!

普通・大型 自動二輪免許 | 高齢者講習 | 普通・中型・準中型 自動車免許

自宅送迎で 雨の日も、夜でも、らくらく・安心

加古川 教習所

加古川市山手1-1-1 TEL:079-438-2488 http://www.kakogawa-ds.jp

車を売るなら買うなら ユーポス 三木店

SUZUKI 三木スズキ

貴方を虜に... SUZUKI車と 愉快的仲間たちのお店。

株式会社 ウィード

〒673-0541 三木市志染町広野5丁目301 0120-699-009

〒673-0405 三木市平田251-1 0794-86-1900